

株式会社金精に対する支援決定について

平成 16 年 12 月 8 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

- 1．対象事業者の氏名又は名称
株式会社金精（ホテル花の季）
- 2．対象事業者と連名で再生支援の申込をした金融機関等の名称
株式会社足利銀行
- 3．事業再生計画の概要： 別紙
- 4．主務大臣の意見
意見なし
- 5．事業所管大臣の意見
意見なし
- 6．買取申込み等期間： 平成 16 年 12 月 8 日から
平成 17 年 1 月 13 日まで（機構必着）
- 7．一時停止要請
法第 24 条第 1 項に基づき、関係金融機関等に対して、上記 6 に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
- 8．一般の債権の取扱
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

(1) 窮境の原因

対象事業者の主たる窮境原因は、新館建設に際する過大投資にあります。その後は、景気低迷による売上の落ち込みにより、過剰債務構造から抜け出せず、必要な設備投資資金が十分に捻出できなくなっています。

(2) 再生の可能性

しかしながら対象事業者は、小規模ながら奥日光湯元地区で小学校修学旅行の積極的な取込みにより事業基盤は強固で一定の収益力を確保しており、今後はインターネット等も活用した積極的な営業展開による養護学校等各種小規模団体の旅行ニーズの掘り起こしと8月及び冬場における個人客をターゲットとした様々な宿泊プランの実行、必要な設備投資の実施、運営オペレーションの改善などにより、再生は十分可能であると判断されます。また、業務委託会社を中心とした旅館・ホテル業再生スキームの一環と位置づけられます。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437